

企業内人材育成推進助成金

職業能力評価、キャリア・コンサルティング等の人材育成制度を導入・実施し、継続して人材育成に取り組む事業主等に対して助成することにより、労働者のキャリア形成の促進を目的としています。

本助成金は次の2つの助成金から構成されます。

- I 個別企業助成コース … 事業主に対する助成
- II 事業主団体助成コース … 事業主団体に対する助成

I 個別企業助成コース

以下の人材育成制度を導入し、労働者の職業能力の開発・向上およびその主体的なキャリア形成の促進を目的としている事業主に対して助成するものです。

- ① 教育訓練・職業能力評価制度（教育訓練はOff-JTで、1コース20時間以上あること）
- ② キャリア・コンサルティング制度
- ③ 技能検定合格報奨金制度

助成額

本助成金は「制度導入助成」と「実施助成」があります。

「制度導入助成」は、導入した制度を実施しなければ支給対象となりません。

（ ）の金額は中小企業以外が該当します

	制度導入助成額 ※実施することが要件	1人あたりの実施(育成)助成額 ※上限10人
①教育訓練・職業能力評価制度	50万円 (25万円)	5万円 (2.5万円)
②キャリア・コンサルティング制度	30万円 (15万円)	5万円 (2.5万円)
キャリア・コンサルタントを育成した場合	—	15万円 (7.5万円)
③技能検定合格報奨金制度	20万円 (10万円)	5万円 (2.5万円)

■活用例

(例) 中小企業Aが「①教育訓練・職業能力評価制度」のうち「教育訓練制度」を導入し、労働者Bに対して、教育訓練を計3回(3コース)実施するケース

⇒ 助成額65万円

(内訳)

「①教育訓練・職業能力評価制度助成」：制度導入助成50万円 + 実施助成15万円(5万円×のべ3人)

■上記の①～③の助成メニューを組み合わせて活用することもできます。

(例) 中小企業Aが、「①教育訓練・職業能力評価制度」のうち「職業能力評価制度」と「③技能検定合格報奨金制度」を導入し、それぞれの制度を1回ずつ、同じ労働者Bに適用するケース

⇒ 助成額80万円

(内訳)

「①教育訓練・職業能力評価制度助成」：制度導入助成50万円 + 実施助成5万円

「③技能検定合格報奨金制度助成」：制度導入助成20万円 + 実施助成5万円

対象事業主

本助成金の対象となる事業主は、下記の要件を満たす必要があります。

①	「雇用保険二事業助成金に係る共通要件」（12ページ参照）の要件を満たすこと。
②	導入した制度に係る実施状況および支払い状況等を明らかにする書類を整備し、労働局から提出を求められた場合には、それに応じること。
③	労働組合等の意見を聴いて、事業内職業能力開発計画を作成し、当該計画の内容を、雇用する労働者に対して周知していること。
④	職業能力開発推進者を選任していること。
⑤	制度導入・適用計画を提出した日の前日から起算して6か月前の日から支給申請書の提出日までの間に、雇用保険被保険者を事業主都合により解雇していないこと。

手続きの流れ

① 制度導入・適用計画の認定申請の手続き

導入する制度を
作成する

申請書類等を添えて、計画開始1か月前までに提出

沖縄助成金センター

② 支給申請の手続き

上記①の計画認
定を受ける

計画に基づいて
制度導入・適用を行う

適用後2か月以内に
支給申請書等を提出

沖縄助成金センター

Ⅱ 事業主団体助成コース

労働者に教育訓練や職業能力評価を行う構成事業主を支援する事業主団体に助成するものであり、人材育成の取り組みの推進による、労働者の職業能力の開発・向上、主体的なキャリア形成の促進を目的としています。

助成額

本コースの助成額は、「制度導入」に要した費用の2/3が支給されます。
1事業主団体が受給できる額は500万円が上限となります。